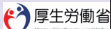


		青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
基準値超 の品目	きのこ・山菜類等	■	○	○	○	○	○	○	○	○	●	■	■	■	○	○	○	○
	野生鳥獣の肉類	■	○	■	○	●	○	○	○	○	●	○	■	■	○	■	■	■
	豆類		■		■		○											
基準値の 1/2～基 準値の品 目	果実類						●											
	きのこ・山菜類等	■	■	■	●	■	●	●	●	●	●	■	■	■	■	■	■	■
	野生鳥獣の肉類	■	■	■	■	■	●	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	穀物(米)				■		●		■									
	穀物(そば)		■		●		■											
はちみつ						●												
乳・牛肉		■		■				■	■									
海産魚種		○		○		○	○											
内水面魚種		○		○		○	○	○	○	○	○							

平成26年4月1日から平成27年2月28日までの結果に基づき分類
 ○基準値を超過したもの(水産物は基準値の1/2超) ●基準値の1/2を超過したも
 ■飼養管理の重要性や移動性又は管理の困難性等を考慮し検査が必要なも

厚生労働省「食品中の放射性物質の対策と現状について(概要)」より作成 

原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(最終改正：2015(平成27)年3月20日)では、検査対象品目と対象自治体が図のように整理されました。

検査対象品目は、基本的に過去(2014(平成26)年4月以降)の検出値(ゲルマニウム半導体検出器による精密検査によるもの)などにに基づき、次のような区分により生産者、製造加工者の情報が明らかなものを対象として選択することとされています。

- (1) 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目
- (2) 基準値の2分の1を超える放射性セシウムが検出された品目((1)に掲げる品目を除く)
- (3) 飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目
- (4) 水産物(基準値の2分の1を超える放射性セシウムが検出された品目)
- (5) 計画策定の際に考慮する品目

その他合計 11 区分。

(原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」2015(平成27)年3月20日に基づき作成)

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2015年3月31日

関連 Q&A

- ・ 4章 QA5 暫定規制値を厳しくしたということですが、これまでの暫定規制値の安全性についてはどのように考えているのでしょうか
- ・ 4章 QA15 牛乳及び乳児用食品の基準値を 50 ベクレル/kg とした根拠を教えてください